

# 山梨県公報

第二百四十二号

令和三年

十一月二十九日

月 曜 日

## 目次

○保安林の指定の予定(二件).....	五八一
○道路の区域変更.....	五八一
○道路の供用開始.....	五八二
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更.....	五八二
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出.....	五八二
○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正.....	五八四

## 告示

### 山梨県告示第二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内七、二六五〇の一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字赤目草里二六四七の内七・二六五〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町万沢字細田一四三九二、一四四一七
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字細田一四四一七(次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲斐中央線
- 道路の区域

区間	甲斐市富竹新田字伊勢河原一四八二番一地从先から 甲斐市篠原字子新田三〇七一番二地先まで	旧 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		一七・〇 三一・七	二五三・〇
		新 一七・〇 五二・〇	二五三・〇

山梨県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
国道	一四〇号	山梨市三富川浦字地蔵沢八九六番一地从先から 山梨市三富川浦字地蔵沢八八二番地先まで	一一一・〇	令和三年十一月二十五日

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（豊富北部地区経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に

審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。  
令和三年十一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年十二月二十七日まで
- 三 縦覧場所 中央市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年一月十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年五月三十日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりであった。

令和三年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
ハーモニイの会	荻原美智子	荻原みのり	甲州市塩山小屋敷一四九七	令和三年十月十日	令和三年十月十日
依田せいじ後援会「誠和会」	依田誠司	小澤政則	南巨摩郡富士川町青柳町六〇七一一	令和三年十月十四日	令和三年十月十四日
正智会	佐藤則行	塚田喜久男	中央市布施二二〇八一	令和三年十一月一日	令和三年十一月一日
智正の会	望月智	河西春夫	中央市西花輪一三一一一	令和三年十一月一日	令和三年十一月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県柔道整復師支部		窪田高拡		令和三年十月十二日	令和三年十月十二日
旧			渡辺周栄		令和三年十月十二日	令和三年十月十二日
新	ひやざき雅也を応援する会	松元宏			令和三年十月十一日	令和三年十月十一日
旧		八巻美弥子			令和三年十月十一日	令和三年十月十一日
新	山梨県柔道整復師連盟		窪田高拡		令和三年十月十二日	令和三年十月十二日
旧			渡辺周栄		令和三年十月十二日	令和三年十月十二日
新	山梨県民主教育政治連盟	赤岡直人	志村隆		令和三年十一月十日	令和三年十一月十日
旧		倉田由和	八野耕一		令和三年十一月十日	令和三年十一月十日
新	住みやすい町づくりの会			富士吉田市新屋三丁目四番三一号 富士吉田市新屋一七五七	令和三年十一月十一日	令和三年十一月十一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
連合山梨政治連盟	萩原雄二	窪田清	甲府市相生二丁目七一一七	令和三年十月二十七日	令和三年十一月一日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
望月 智	市長	智正の会	中央市西花輪一三二一―一	望月 智	令和三年十一月一日	令和三年十一月一日

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十九年山梨県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のとおり改正する。

令和三年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

表中「介護老人保健施設大津ケアセンター」を「介護老人保健施設フルリール甲府」に改める。